

受給希望者は9月30日<sup>①</sup>までに申請を

## 障害者特別年金の支給



障害者の生活の安定・向上のために、障害者特別年金を支給します。新たに受給を希望する人は、申請期限までに申請をしてください。すでに障害者特別年金を受給している人は、新たに手続をする必要はありません。ただし、対象要件<sup>①</sup>～<sup>⑤</sup>を満たさない場合、今年度は支給対象外となります。

### ▼対象

次の①～⑤の全てに該当する人

- ① 次のいずれかの手帳を所持している
  - 身体障害者手帳3級
  - 療育手帳B1またはB2
  - 精神障害者保健福祉手帳3級
- ② 令和4年10月1日時点で1年以上町に居住している
- ③ 市町村民税非課税世帯である
- ④ 生活保護受給世帯でない
- ⑤ 次のいずれも受給していない
  - 恩給法による増加恩給、傷病年金
  - 戦傷病者戦没者遺族等援護法による障害年金

● 国民年金法による障害基礎年金

● 町から支給される敬老年金

● 特別児童扶養手当

▼ 内容 年額1万円

※11月に支給します。

▼ 申請に必要なもの

● 対象要件①に挙げている手帳のいずれか

● 通帳など(本人か保護者の振込先がわかるもの)

### ▼ 申請方法

福祉室窓口にある申請書に記入し、提出してください。

### ▼ 申請期限

9月30日<sup>①</sup>

▼ 申請・問い合わせ先

介護福祉課 福祉室

☎26・2246(直通)

危険なブロック塀はありませんか

## 吉岡町ブロック塀等除却補助金



ブロック塀の倒壊などによる人命被害を減らすため、危険なブロック塀の除却費を一部補助します。

※ブロック塀を新たに造る工事部分は補助金対象外です。

▼ 補助対象となるブロック塀・工事

● 国、県、町が管理する道路のうち緊急輸送道路または小学校指定通学路沿いにあるもの

※詳しい対象条件については

空き家を保有する人へ

お問い合わせください。

### ▼ 補助金額

1mあたり2万円または除却費用の3分の2の低い方(上限20万円)

▼ 申請期限 12月28日<sup>①</sup>

※予算がなくなり次第、受け付けを終了します。

▼ 問い合わせ先

建設課 都市建設室

☎26・2278(直通)

## 老朽危険空家除却支援事業補助金

老朽化により倒壊などのおそれのある空き家を「老朽危険空家」と認定し除却工事を補助します。

▼ 対象

町内に老朽危険空家を所有する個人またはその法定相続人

▼ 募集戸数 1戸

▼ 補助金額

除却工事費の5分の4(上限額50万円)

▼ 申請期限 11月30日<sup>①</sup>

▼ 問い合わせ先

建設課 都市建設室

☎26・2278(直通)

※対象となる老朽危険空家には必要な条件があります。詳しくは町ホームページで確認するかお問い合わせください。



## 教育委員会定例会の傍聴

- 日時 9月21日(水)10:00～
  - 場所 町文化センター2階研修室
  - 定員 先着8人
- ※当日直接会場へお越しください。

▼問い合わせ先  
教育委員会事務局 教育総務室 ☎26-2285(直通)

▼問い合わせ先  
住民課 保険室  
☎26・2249(直通)  
県後期高齢者医療広域連合  
☎027・256・7171  
2割負担導入に関すること  
県後期高齢者医療広域連合専  
用コールセンター  
☎027・331・9133  
12月28日まで  
①(金)午前9時～午後5時  
※時間外および話し中の場合  
は音声ガイダンスが流れま  
す。

制度見直しに関するお問い合わせ先  
厚生労働省コールセンター  
☎0120・002・719

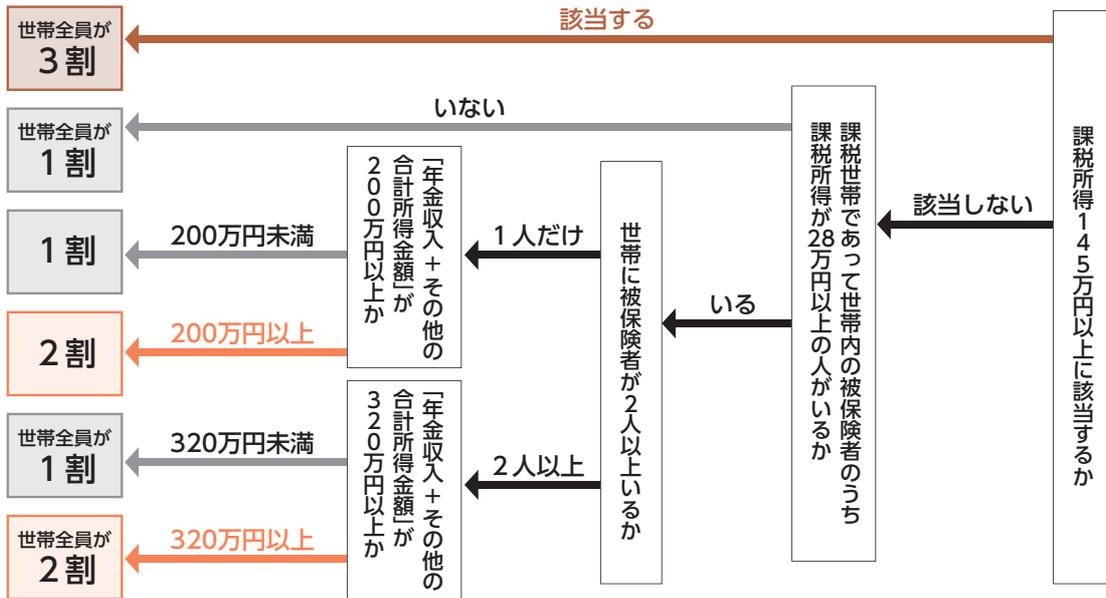
## 後期高齢者医療制度のお知らせ

保険証が更新されます

10月1日から被保険者証の色がだいたい色へ変わります。だいたい色の被保険者証は9月中に発送します。10月以降は、今までの水色の被保険者証は使用できません。  
なお、限度額適用・標準負担限度額減額認定証(水色)と限度額適用認定証(水色)は、令和5年7月31日まで使用できます。

## 自己負担割合の変更

令和4年10月1日から医療費の自己負担割合が変更され、「1割」「2割」「3割」の3区分となります。10月1日以降の窓口負担割合は、主に次の流れで判定します。



※「自分が2割負担になるか」などの問い合わせにはお答えできません。



## 町 LINE 公式アカウント運用開始

町に関するさまざまな情報を広くお伝えします。ぜひ「友だち登録」をしてご活用ください。

### 友だち追加方法

右記の二次元バーコードを読み取るか、LINE のホーム画面から「吉岡町」と入力して検索してください。

▶問い合わせ先 企画財政課 企画室 ☎26-2241(直通)



@yoshioka\_town

今月の手話

「秋／涼しい」



顔の手前から風があたるように、両手で仰ぎます。

マイナポイント第2弾のお知らせ

対象者と交付ポイント

- マイナポイント第1弾に申し込みをしていない人 (5,000円相当ポイント)
- 健康保険証としての利用申し込みを行った人 (7,500円相当ポイント)
- 公金受取口座の登録を行った人 (7,500円相当ポイント)



申請に必要なもの

- マイナンバーカード
  - マイナンバーカード取得時に設定した数字4桁のパスワード (利用者証明用電子証明書)
  - キャッシュレス決済サービスID
  - キャッシュレス決済セキュリティコード
- ※対応していない決済サービスもあります。  
 ※決済サービスによっては申請にあたって事前登録が必要な場合があります。  
 ● 公金受取口座の情報がわかるもの

注意事項

- マイナポイントの対象となるマイナンバーカード申請受付期限は9月30日(金)です。
- マイナポイントの申込期限は令和5年2月28日(火)です。

問い合わせ先 企画財政課 企画室 ☎26-2241(直通)

月1で学ぶ！  
消費者の賢コツ

スマホ決済の使い方

スマホで支払いをしている人を見かけたことはありませんか？  
これはスマホ決済と呼ばれるキャッシュレス決済の1つです。

スマホ決済の種類

- **非接触IC型**  
スマホを讀取機にかざして支払う
- **コード(QRコード、バーコード)型**  
スマホにコードを表示し、店舗の端末で読み取って支払う、または店頭QRコードをスマホで読み取って支払う

支払方法の種類

- **前払い**  
事前にアプリにお金をチャージ(前払い)しておき、その残高から利用額を引き落とす
- **即時払い**  
登録口座から即時に利用額を引き落とす
- **後払い**  
クレジットカードなどを通して、利用額を一括で引き落とす

- **渋川市消費生活センター** ☎22-2325  
(月～金午前9時～午後4時(祝日、年末年始を除く))
- **群馬県消費生活センター** ☎027-223-3001
- **消費者ホットライン** ☎188

町ホームページはこちら▶



スマホ決済のトラブル

便利である反面、お金の使い過ぎや、サービス加盟店でしか使用できないなどの注意点があります。また、不正利用のおそれがあり、実際に被害が出ています。



スマホ決済事業者を選ぶときのポイント

- ・サービス加盟店の中に、自分が普段使用する店があるか確認する
- ・自分に合ったサービスか確認する
- **スマホ決済を使うとき**
- ・計画的に利用し、登録クレジットカードの明細はこまめに確認する
- ・決済額は必ずその場で確認し、利用履歴を残す
- ・ロック機能を設定する
- ・機種変更時の対応をあらかじめ確認する